

小松地区 タウンミーティング開催報告

【日 時】令和6年9月12日（木）19：00～20：30

【場 所】小松公民館

【参加者】地域：15人（小松地区連合自治会長など）傍聴：2人

市：4人（市長、教育長、環境部長、建設部長、小松公民館長）

【テーマ】 1 ごみ問題について
2 空き家問題について

概 要

1 ごみ問題について

参加者の発言要旨	市の発言要旨（及び対応）
2年間の使用期限がある中で、まだ従前のごみ袋をたくさん持っている方もいれば、それを他の人に提供してくれている人もいます。 有効活用できる方法があればいいが、無駄になってしまうのではないかと心配である。	移行期間として2年間は設けている。 余ったごみ袋を回収し、海岸一斉清掃等市民清掃の際に有効活用させていただく。最寄りの公民館に持参いただくか、難しいようであれば、お電話いただければ、回収に伺うようにしている。
令和7年4月1日以降、市が従前のごみ袋を回収し、有効活用するということは既に周知しているのか。 どういう体制で回収されるのか今後のスケジュールを教えてください。自治会としても何か協力できるのではないかと思います。	すでに何名かの方が持ってきている。 高齢者の方で移動手段がない場合は、個別に連絡をいただければ回収に行く。 余ったごみ袋を各家庭で使用いただくのは自由で、どうしても余った場合の回収については計画している。現時点では広く市民の方に周知はしていないが、今後考えていく。
従前のごみ袋の使用期限終了時には、ごみ袋の出し間違いが多いと思う。 世帯が多い地区では声かけすることが難しいと思うので、市の方で対応していただきたいと思う。	旧指定ごみ袋の使用期間が終了するタイミングで、ごみ袋の出し間違いがあるかもしれないので、職員が対応することも検討している。 加えて、ごみステーションに貼紙をするなど事前に周知していく必要がある。
有料化により、山林や川などへの不法投棄が増えるのではないかと懸念している。その場合、誰がその後始末を行うことになるのか。	不法投棄については、原則、土地の管理者または所有者が対応することになっている。 市が連絡を受けた場合、一旦所有者を調べて相手に状況をお知らせしている。 風でごみが飛んでいく恐れがあるなど2次被害が想定される場合は、一時保管という名目で市が回収することもあるが、不法投棄品を市が回収しているわけではない。 市民の皆さんの民度は低くないと思っている。まちを綺麗な状態に維持することが、不法投棄を抑制する1つになると考えているが、最終的には市民から連絡を受けて行動することになる。市民の皆さんと協力して取り組みたい。
以前、雑木林に大きな粗大ごみが捨てられていたが全て伐採し、ソーラーが設置されたことできれいになった。 花を植えるなどの保全活動に援助をしていただける制度があればいいと思う。	長期的に継続が可能なものを考えていく必要がある。地域、企業、行政が連携して取り組まなければならないと思う。
資源ごみとして処理できないごみを出す人がいる。監視カメラを貸すと言ってくれる人もいますが個人のものなので難しい。	自治会で監視カメラを設置したい場合は、市が状況に応じて貸し出しを行い、取り締まりをしている。犯人が特定できれば個別指導まで行っている。 ごみ対策について協議する審議会の中で、最小費用で最大効果を上げられるような方法を見つけていきたい。

2 空き家問題について	
参加者の発言要旨	市の発言要旨（及び対応）
空き家バンクのサービスがあるが、建物の状態によっては、空き家バンクに登録できないものもあるのではないかと思います。 また、1981年以前に建てられ、耐震補強がされていない家屋は、空き家バンクを利用できるのか。	本市では、令和5年10月1日現在、5,992戸の空き家があり、小松地域では23件登録され、契約成立数は10件である。そのうち、活用が不能な老朽危険空き家が327戸である。 法改正により管理ができていない空き家を「管理不全空家等」と定義し、指導や勧告が行えるようになった。 空き家は所有者が管理することが前提だが、遠方に住んでいて管理が難しい場合は、シルバー人材センターの「空き家等管理代行サービス」を利用できる。 相談先の担当部署が不明な場合は、建設部の空家対策係にて、空き家に関する相談について一元的に対応している。 市と地域が連携して空き家問題に取り組むことが重要だと思っている。 ただ、所有者の所在や連絡先が不明な場合は、市に連絡いただければ対応する。
「老朽危険空き家除却事業」について、補助の条件を詳しく教えていただけないか。	1年以上使われていない住宅であり、倒壊した場合に、道路や隣の土地に悪影響を及ぼす建物であることが条件である。 家の状態を確認し、一定の基準以上老朽していると判断されたものについて、除却費用の一部を補助している。（上限80万円）ただ、除却後1年間は、売却等の利用の制限がつく。 市だけでなく国の補助金も入っている事業で、現在、年間15件程度補助しているが、該当件数が多くなれば、少し件数を増やすことも検討していく。
所有者と連絡がとれない空き家があり、ごみが放置されているが、周辺住民としては何も手を出すことができない。	ごみであっても、個人の財産と主張されたら、勝手に除けることはできない。 著しく危険な空き家があった時、「特定空家等」に指定し、所有者に代わって行政が撤去できる制度があるが、現在西条市内で1件のみ指定されている。 撤去後は、費用を行政が肩代わりするのではなく、その相手に請求することができる。 行政がやろうとした時には簡単ではないが、今の実情としては、手順を踏んで最後は代執行というような方法しかない。
荒れ放題の田んぼがある。勝手に敷地内に入って草を刈ることもできないので、市になんとかしてもらいたい。	個人の家から道路に木の枝が張り出して、交通に支障が出ている場合、まずは所有者の方に連絡をとり対応をお願いしている。 遠方に住んでいるなどの理由で、所有者による対応が難しい場合は、道路上で支障になっている最低限の部分のみを市で切るということになる。 市営住宅については、建設部で管理しており、年に1回程度の処理を行っているが、状況によっては、自治会、隣近所をお願いをしている。
土地や家屋などの相続手続きが義務化されたと思うが、相続人がいないあるいは農地や山林などを相続放棄したい場合は、相続放棄できるのか。	令和6年4月1日以降、相続登記が義務付けされ、4月以前も遡って適用される。 （補足：相続放棄すると、初めから相続人ではなかったとみなされるので、相続登記義務化の適用を受けない。） また、新しい制度として、既に相続している土地において、建物がないなどの一定の条件を満たしている場合は、手続きを踏めば国が引き取ってくれる制度が始まっている。
人口減少に伴い、空き家の数も増加すると思うが、国勢調査で管理者不明の空き家等の件数を把握できるのか。	国勢調査は、住んでいる人や世帯を対象とする調査であり、空き家の数を調査するものではない。